

岩手県告示第234号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、盛岡市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成21年3月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1 種類 都市計画施設（公園）
- 2 名称 2・2・98号盛岡南3号街区公園、2・2・99号盛岡南4号街区公園、2・2・100号盛岡南5号街区公園、2・2・101号盛岡南7号街区公園、2・2・102号盛岡南8号街区公園、2・2・103号盛岡南9号街区公園、2・2・104号盛岡南10号街区公園、2・2・105号盛岡南11号街区公園